

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係るQ & A 集

令和7年4月23日時点

神奈川県環境農政局

脱炭素戦略本部室

Q 1 どの程度の申請件数を想定していますか。仮に多くの申請があり、申請額が予算額を越えた場合にはどうなりますか。

A 1 令和 7 年度の申請件数は、400 件程度を想定しています。申請は先着順に受理することとし、受理した申請の合計額が予算額を超えた場合には、その日をもって受理を停止します。なお、受理した件数については、随時ホームページ上でお知らせします。

Q 2 新築住宅、既築住宅どちらに対する 0 円ソーラーであっても補助対象ですか。

A 2 新築住宅、既築住宅どちらも補助対象となります。

Q 3 固定価格買取制度（FIT）の活用は可能ですか。

A 3 活用可能です。

Q 4 国や神奈川県以外の地方公共団体の補助金との併給は可能ですか。

A 4 併用可能です。ただし、国等の補助金を受ける場合において、国等の補助金額と県の補助金額の合計が補助対象経費を上回る場合は、補助対象経費を上限とします。

Q 5 1 つの住宅に複数の蓄電システムを導入する場合、補助上限である 15 万円は、蓄電システムの数に応じて交付されますか。

A 5 導入する蓄電システム台数（パッケージ型番ごと）に 1 台当たり 15 万円を乗じた額を交付します。蓄電池ユニットの数ではありませんのでご注意ください。

Q 6 住宅兼事務所として使っている建物は対象になりますか。また、カーポートへの太陽光発電設置は対象になりますか。

A 6 対象となります。

Q 7 太陽光発電を屋根に設置するため、屋根の修繕費用等がかかります。補助対象となりますか。

A 7 補助対象となります。ただし、屋根の修繕費用等は補助対象経費に算定することはできません。

Q 8 なんらかの事情で住宅所有者との契約を解除する場合、補助金を返還する必要がありますか。

A 8 住宅所有者・補助事業者どちらの都合かに関わらず、太陽光発電が設置された日から10年間が経過する前に契約が解除された場合には、補助金を返還する必要があります。ただし、補助金の趣旨に反しない場合は返還が不要となる可能性がありますので早めにご相談ください。

Q 9 事業の「着手」及び「完了」とはどのような状態を指しますか。電力会社との接続契約やF I T認定手続が終了していないといけないのでしょうか。

A 9 「着手」とは、太陽光発電を住宅屋根等に物理的に設置する工事を開始した時点をいいます。また、「完了」とは、工事が完了した時点又は補助事業の実施に係る支払いが完了した時点のいずれか遅い時点をいいます。なお、工事については、太陽光発電を住宅屋根等に物理的に設置する工事が終了した状態をいい、東京電力パワーグリッドとの接続契約や、F I T認定手続が終了していることを求めるものではありません。

Q10 建売住宅において、0円ソーラーを活用する場合、いつの時点で申請が可能でしょうか。

A10 申請には、住宅所有者（入居者）との0円ソーラーに係る契約書の写し等が必要です。入居者が決定し、0円ソーラーの契約を締結した後に申請が可能となります（入居者決定前にディベロッパー等と0円ソーラーの契約をする場合、当該段階での補助金申請はできません。）。

Q11 「リース」や「電力販売」、「自己所有モデル」において、住宅に設置した太陽光発電の自家消費分の環境価値を事業者が取得して証書化することはできますか。

A11 本事業では、原則として事業者が環境価値を取得することはできません。ただし、県内で環境価値が利用されている場合にはこの限りではありません。

Q12 補助を受けるには、必ず登録した事業プランと同じ利用料金で契約を結ぶ必要があるのでしょうか。

A12 登録事業プランと実際の設置では、新築・既築や屋根材などの住宅仕様、太陽光発電の設置容量等の前提が異なる場合があるため、実際の契約において登録事業プランの価格で提示されたサービス利用料金と異なることは問題ありません。ただし、契約相手先である住宅所有者に対し、登録された料金と異なる理由等について適切に説明し、理解を得てください。

Q13 交付された補助金について、住宅所有者に対し、キャッシュバックすることはできますか。

A13 交付された補助金について、要綱における様式1及び別紙2に記載のとおり、リース料金又は電力料金等に還元することを求めており、キャッシュバックによる還元は認めていません。

【住宅所有者向け】

Q14 自宅の屋根に太陽光発電を設置したいのですが、住宅所有者がこの補助金に申請することは可能でしょうか。

A14 本補助金は、0円ソーラーのサービスを提供する事業者が申請する仕組みになっているので、住宅所有者が申請することはできません。住宅所有者が補助を受けることはできませんが、事業者が補助することによって、初期費用0円で住宅への太陽光発電設備の設置を可能にしたり、リース料金などを安くしたりすることを目的としており、補助は住宅所有者に還元される仕組みとなっています。県からの補助を受けられる0円ソーラーのプランは、県のホームページで公表しているので、太陽光発電設置方法や条件等について、御自宅に適した事業プランをお選びいただき、事業者へ資料請求をしてください。

Q15 本補助金を活用し太陽光発電を設置した後に、太陽光発電の不具合が発生した場合、どうすればいいですか。

A15 本補助金を活用して設置された太陽光発電については、故障時には契約した事業者により速やかに交換又は修理がなされます。不具合が発生した場合には、事業者に連絡してください。

Q16 県が紹介している0円ソーラーのプランは信用できるものでしょうか。

A16 県が紹介しているプランは、0円ソーラーのサービスを提供する事業者の財務状況や契約期間終了後は無償譲渡がされることなど一定の要件を満たしていることを確認したのですが、県がその事業内容を保証するものではありません。プランの内容や故障時の対応などは、県のホームページで公表しているので、比較検討していただきますようお願いいたします。また、事業者との契約に当たっては、県が紹介しているプランかをよく確認して契約してください。